

子ども・子育て支援推進事業の申請はお済みですか？

子ども・子育て支援推進事業は、申請し認定されませんと助成を受けることができません。

保育園保育料助成事業、学校給食費助成事業、高校生等通学支援事業など15項目の子ども・子育て支援推進事業の助成を希望される方は、平成30年度分の申請が必要です。

なお、この4月から本事業の申請は、福祉保健課内の所管変更に伴い、福祉係（保健福祉センター）から子育て推進係（子ども家庭支援センター）に変更となりました。

【事業詳細】『奥多摩の福祉サービス（母子・子育て編）』14頁～17頁参照

→対象となる全世帯に3月末に郵送した冊子

または、町ホームページ参照（右記QRコード参照）



【留意事項】・申請をされた月から助成対象となります。

・対象要件が変わる場合は、再度申請が必要となります。

【奥多摩町子ども・子育て会議 委員募集】

町では、少子化・高齢化が進む中、家庭や地域社会において子育てしやすい環境を整備し、子どもの健全な育成を図るとともに、住民皆様から幅広く意見を伺い、高齢者を含むすべての住民の方々にとって、より良い環境をつくっていくため、奥多摩町子ども・子育て会議を設置しています。

【応募資格】町内在住で町の子ども・子育て支援施策に関心がある方

日中または夜間の会議に出席できる方（年数回）

【委員の任期】2年間 【募集人数】若干名 【審査方法】1次審査（書類）、2次審査（面接）

【応募方法】所定の応募用紙に町の子育て支援に関する意見（400字以内）などを記入し、5月25日（金）までに、子ども家庭支援センターに提出してください。なお、所定の用紙は、子ども家庭支援センター・役場住民課・保健福祉センターの窓口にあります。

■児童育成手当（障害手当）

所得制限を超えていたため、児童育成手当を受けることができなかった方で、所得状況の変化で要件を満たすと思われる方など、新たに受給資格に該当されると思われる方は、5月中に申請してください。申請が遅れた場合は、認定されましても、申請された翌月分からの支給となり、遅れた月分の手当は受けられませんのでご注意ください。

申請に必要な要件、提出書類などはお問い合わせください。

なお、現在受給されている方には、6月に「現況届」をお送りしますのでご提出ください。

■児童育成手当対象者■

【対象要件の詳細】

*支給額・・・該当児童1人につき月額13,500円 『奥多摩の福祉サービス（母子・子育て編）』

■児童育成手当（障害手当）対象者■

10頁～11頁参照

*支給額・・・該当児童1人につき月額15,500円



■子ども家庭支援センター「きこりん」利用制限

つぎの日時に、町の胃・肺・大腸がん検診をきこりんで行うため、1階および駐車場が利用できません。ご利用者みなさんにはご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

〔日時〕5月19日（土）午前8時30分～午後1時

※このページの内容について問い合わせは、福祉保健課（子ども家庭支援センター） ☎85-2611